

( 財 島 振 第 号 )

## 委 託 契 約 書 (案)

- 1 契 約 の 目 的 令和 年度公益財団法人東京都島しょ振興公社広報宣伝事業業務委託
- 2 契 約 金 額 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 )
- 3 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 5 契 約 保 証 金 免 除

公益財団法人東京都島しょ振興公社を甲とし、受託者を乙とし、甲乙間において、裏面の条項により委託契約を締結する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (住 所) 東京都港区海岸1丁目4番15号  
島嶼会館2階  
(名 称) 公益財団法人東京都島しょ振興公社  
理事長

乙 (住 所)  
(名 称)

(総則)

- 第 1 条** 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第 2 条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第 3 条** 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第 4 条** この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。
- ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

- 第 5 条** 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として専任しなければならない。

(履行報告)

- 第 6 条** 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

- 第 7 条** 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、3 か月分の完了届をまとめて 3 か月に 1 回提出することを指示することができる。
- 3 前項の場合において、乙は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを甲に提示して検査を受けなければならない。
- 4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第 1 項の検査に立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 6 乙は、第 1 項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

- 第 8 条** 甲は、乙が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第 4 項から第 9 条までの規定は、前項の検査に準用する。

- 第 9 条** 乙が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延長等)

- 第 10 条** 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、

甲は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

**第 1 1 条** 乙の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年 8.25 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。
- 4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

**第 1 2 条** 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

**第 1 3 条** 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

**第 1 4 条** 前 2 条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、乙は、さらに納入を要しない。
  - (1) 既納保証金が、変更後の契約金額の 100 分の 10 以上あるとき。
  - (2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 以上あるとき。
- 3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第 15 条の規定により契約代金を請求したとき、又は第 17 条若しくは第 18 条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき 30 日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払)

**第 1 5 条** 乙は、第 7 条又は第 8 条の規定による検査に合格したときは、甲が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を 3 か月に 1 回、4 か月目初日以降に甲に対して請求することができる。

- 2 甲は、乙から第 1 項による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、契約代金の概算払が必要となったときは、その必要な金額の内訳を添えて、甲に対して概算払請求書を提出するものとする。
- 4 甲は、前項の概算払請求書を受領した後 30 日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 5 乙は、甲から概算払いを受けた場合で、第 7 条及び第 8 条に規定する検査に合格しなかった場合は、履行部分に対する概算払い代金相当額を、第 17 条乃至 19 条により契約を解除した場合は、履行部分に対する概算払い代金相当額を差し引いた額を、それぞれ甲に返還するものとする。
- 6 甲は、第 2 項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に年 8.25 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(契約代金の返還)

**第 1 6 条** 乙は、既に支払いを受けた委託費が、契約代金を下回るときは、甲の指示にしたがって返還するものとする。

(甲の解除権)

**第 1 7 条** 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないときと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施にあたり、その職務の執行を妨害したとき。

- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
  - (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
  - (6) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。
  - 3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金相当額を控除した額の100分の10に相当する額を違約金とする。

（談合その他不正行為による解除）

- 第17条の2** 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。）
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
  - (3) 乙が、公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
  - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

- 第18条** 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

- 第19条** 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 第12条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
  - (2) 第12条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除に伴う措置）

- 第20条** 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。
- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 3 乙は、契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第2項及び第3項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第17条又は第17条の2の規定によるときは甲が定め、第18条又は前条の規定によるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（暴力団関係者に係る契約解除）

- 第21条** 甲は、乙が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者、又は、東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者とした公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
  - 3 契約書第17条（甲の解除権）の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
  - 4 契約書第20条（契約解除に伴う措置）に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が定めるものとする。
  - 5 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用する。

(再委託禁止等)

**第22条** 乙は、暴力団関係者等にこの業務の全部又は一部を委託してはならない。

- 2 乙が暴力団関係者等に再委託していたことが判明した場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲の契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通知報告)

**第23条** 乙は、契約の履行にあたって、暴力団関係者から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに、捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託再委託した者に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲の契約から排除する措置を講ずることができる。

(賠償の予定)

**第24条** 乙は、第17条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第17条の2第1項第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 第17条の2第1項第4号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

**第25条** 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及び、その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第26条** この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除へ、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

**第27条** この契約書の各条項若しくは、委託仕様書等の解釈について疑義が生じたとき又は、この契約書若しくは委託仕様書等に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。